（通年雇用助成金に関する暫定措置）

第十六条　（略）

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の二　第百十六条第六項第一号イ(1)に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日（以下この条において「指定日」という。）が平成二十七年四月十日以後である中小企業事業主であつて、同号イ(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備し、かつ、指定日の前日までに次世代法第十三条の規定に基づく認定を受けたものに対する第百十六条第六項第一号イ及び第二号イの規定の適用については、同項第一号イ中「次のいずれにも該当する中小企業事業主」とあるのは「次の(1)に該当する中小企業事業主」と、同項第二号イ中「四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）（一の年度において当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）」とあるのは「四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）（育児休業等支援コース助成金（同号イ(1)に規定する原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給の対象となる最初の被保険者が生じた日から平成三十七年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十を超える場合は、五十人までの支給に限る。）」とする。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の五　第百十八条の二のキャリアアップ助成金として、同条に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金を支給するものとする。

二　完了日後において、対象事業所で前項第三号の雇入れに係る者を雇用しなくなつたとき（当該労働者を雇用しなくなつたとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。次号において同じ。）によるものを除く。）以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者として県内求職者等を雇い入れたときを除く。）。

三　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間中において、対象事業所の労働者を解雇したとき。

3　第一項の規定にかかわらず、地域雇用開発コース奨励金（第一項の規定によるものに限る。次項において同じ。）は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、地域雇用開発コース奨励金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十六条第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十六条第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十六条第一項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金」と読み替えるものとする。

（通年雇用助成金に関する暫定措置）

第十六条の二　（略）

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の二　第百十六条第五項第一号イ(1)に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日（以下この条において「指定日」という。）が平成二十七年四月十日以後である中小企業事業主であつて、同号イ(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備し、かつ、指定日の前日までに次世代法第十三条に基づく認定を受けたものに対する第百十六条第五項第一号イ及び第二号イの規定の適用については、同項第一号イ中「次のいずれにも該当する中小企業事業主」とあるのは「次の(1)に該当する中小企業事業主」と、同項第二号イ中「四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）（一の年度において当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）」とあるのは「四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）（育児休業等支援コース助成金（同号イ(1)に規定する原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給の対象となる最初の被保険者が生じた日から平成三十七年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十を超える場合は、五十人までの支給に限る。）」とする。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の五　第百十八条の二のキャリアアップ助成金として、同条に規定するもののほか、平成三十二年三月三十一日までの間、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金を支給するものとする。